

富山県ゴルフ連盟ジュニア会員募集要項

1. 会員資格 富山県在住または本籍地が富山県内の小学校1年生～高校生とする。但し、会員資格は高校卒業まで。なお、満19歳の誕生日まで。
2. 登録制 富山県ゴルフ連盟ジュニア会員としての登録制とし、下記書類を提出し、本人の技術、エチケット等を審査の上、認可する。
 - ①ジュニア会員申込書
 - ②親権者並びに富山県ゴルフ連盟加盟クラブの会員1名の連帯署名の誓約書
3. 登録料 2,000円
年会費 1,000円 (ゴルフ賠償保険に加入いただきます。)
但し、JGAジュニア会員、ご自身で既に同種保険にご加入いただいている方は必要ありません。
保険期間は1年(4月1日～翌年3月31日)、毎年継続していただきます。
4. 申込先 最寄の富山県ゴルフ連盟加盟クラブ・富山県練習場連盟加盟練習場
5. 練習プレー
 - ①原則としてセルフ・プレーとする。
 - ②小学生は、親権者が必ず同伴又は付き添いするものとする。
 - ③同伴者がプレーする場合は、セルフ・プレーとする。
 - ④高校生は、教育的見地から異性同士のプレーを禁止する。
 - ⑤予約時に、ジュニアであることを明確にゴルフ場に告げる。
6. ジュニア料金
 - (イ) プレー料金 ハーフプレーは、**1,100円**、1Rは、**2,200円**。いずれもゴルフ振興募金**70円加算**(乗用カート・ロッカー含まず)
*①土・日・祝日は、原則、午後からのハーフプレーとする。
②18歳以上で課外活動以外は、ゴルフ利用税が必要。
 - (ロ) 練習ボール 1球 2円(ゴルフ場の場合)
7. 同伴プレーヤーの料金
ビジターの料金は、各クラブの料金に準ずる。但し、同伴競技者が教師(クラブ顧問)の場合は、学校長の印鑑を押した書類の提出を必要とし、セルフに限り、ジュニア料金に準ずる。

平成22年12月31日改定

平成25年 3月18日改定

平成26年 4月 1日改訂

令和 2年 4月15日改訂